

# 日本麻酔科学会認定麻酔科認定医(学会認定医)に関する内規

2013年5月22日制定

2014年5月14日改定

2016年4月22日改定

2017年3月24日改定

2019年5月27日改定

2019年8月5日改定

## 第1章 総 則

### (目 的)

第 1 条 この内規は、公益社団法人日本麻酔科学会（以下、「この法人」という。）認定制度運営細則第5条の規定に基づき、この法人が認定する麻酔科認定医（以下、「学会認定医」という。）の運用について必要な事項を定める。

### (定 義)

第 2 条 学会認定医とは、この内規に定める所定の審査に合格し、この法人が、継続して麻酔科臨床に関する相当の知識を有すると認定し、厚生労働大臣から麻酔科標榜の許可を受けている者をいう。

### (登録日・有効期間)

第 3 条 学会認定医の登録日は、新規の申請にあつては、8月1日、12月1日、4月1日とする。また、更新の申請にあつては、認定審査に合格した翌年度の4月1日とする。

2 学会認定医資格の有効期間は、登録された日から満5年間とする。ただし、新規の認定にあつては、登録された日にかかわらず、登録された日から満5年を経過する年度の3月31日までとする。

### (認定の取消)

第 4 条 この法人は、学会認定医が以下に掲げる事由に該当するとき、学会認定医の資格を取り消す。

(1) この法人の正会員、あるいは名誉会員でなくなったとき

(2) 学会認定医が認定の取消を申し出たとき

(3) 学会認定医が更新の手続きをしなかったとき

(4) この法人の理事会が学会認定医としてふさわしくないと認めたとき

2 この法人が、前項第4号の事由により学会認定医の資格を取り消すとき、常務理事会は、本人に対し事前に弁明する機会を与えなければならない。

## 第2章 新規認定

### (申請資格)

第5条 学会認定医の認定審査を希望する者は、以下の各号に掲げる資格をすべて満たさなければならない。

- (1) この法人の正会員であり、申請する年の会費を完納していること
- (2) 厚生労働大臣から麻酔科標榜の許可を受けていること
- (3) 手術における麻酔管理に関する研修を、この法人が認定する認定病院で医師免許取得後24ヶ月以上受けていること

### (申請)

第6条 学会認定医の認定審査を希望する者は、認定審査委員会の指定する方法により申請を行い、以下の各号に掲げる書類をこの法人に提出しなければならない。

- (1) 認定医新規申請書 1部
- (2) 麻酔科標榜許可書の写し 1部
- (3) 職務経歴書の写し 1部
- (4) 麻酔経歴書の写し 1部
- (5) 臨床実績報告書の写し 1部

2 学会認定医の認定申請は、随時受け付ける。

3 学会認定医認定の審査料は10,000円(税別)とし、申請時に納付する。この法人が定める期間内に認定審査料の納付が確認されなかった場合、申請を無効とする。

### (審査)

第7条 学会認定医の認定審査は書類審査とし、毎年8月、12月、4月の第4金曜日にこの法人の認定審査委員会が実施する。

- 2 認定審査委員会が審査対象とする書類は、第6条第1項第1号から第5号のすべての書類とする。
- 3 審査に係る書類の不備について連絡を受けたにもかかわらず、特別の理由もなく認定審査委員会が定める回答期日が到来した場合、申請を無効とする。
- 4 既納の審査料は、いかなる理由であっても返還はしない。

### (認定・登録)

第8条 認定審査委員会は、審査結果を理事長の承認を経て理事会に報告し、審査結果を申請者に通知する。

- 2 審査に合格した者は、審査結果通知後この法人が定める期間内に認定医登録料10,000円(税別)を納付する。所定期間を過ぎても納付が確認されなかった場合、合格を取り消す。
- 3 この法人の理事長は、前項の登録料を納付した者を学会認定医として登録する。学会認定医として登録された者には認定証を交付するとともに、電磁的方法をもって公示する。

- 4 既納の登録料は、いかなる理由であっても返還はしない。

### 第3章 更新認定

#### (更新)

- 第9条 学会認定医資格の有効期間が終了し、引き続き学会認定医資格の継続を希望する者は、有効期間が終了する前に所定の更新手続きをしなければならない。

#### (更新資格)

- 第10条 学会認定医資格の更新を希望する者は、以下の各号に掲げる資格をすべて満たさなければならない。

- (1) 現に学会認定医の資格を有し、その有効期間が終了する年度に達していること
- (2) 更新申請する年の5年前の4月1日から更新申請する年の3月31日までの間に、所定の実績を有していること

#### (単位実績)

- 第11条 前条第2号に定める実績は学術集会等への参加による2単位とする。

- 2 前項に定める2単位は、この法人の認定審査委員会が定める所定の単位表(学会単位表)に基づき、単位実績を算定する。

#### (更新申請)

- 第12条 学会認定医資格の更新を希望する者は、認定審査委員会の指定する方法により申請を行い、以下の各号に掲げる書類をこの法人に提出し、更新を申請しなければならない。

- (1) 学会認定医更新認定申請書 1部
- (2) 学会認定医実績目録(学術集会等参加実績証明書の写し) 1部
- (3) 職務経歴書の写し 1部
- (4) 麻酔経歴書の写し 1部

- 2 学会認定医の更新申請の受付期間は、認定期間の終了する年の前年9月1日から10月31日までとする。

- 3 認定医更新の審査料は10,000円(税別)とし、申請時に納付する。この法人が定める期間内に更新審査料の納付が確認されなかった場合、申請を無効とする。

#### (更新審査)

- 第13条 学会認定医の更新審査は書類審査とする。

- 2 審査に係る書類の不備について連絡を受けたにもかかわらず、特別の理由もなく認定審査委員会が定める回答期日が到来した場合、申請を無効とする。
- 3 既納の審査料は、いかなる理由であっても返還はしない

#### (認定・登録)

第14条 認定審査委員会は、審査結果を理事長の承認を経て理事会に報告し、審査結果を申請者に通知する。

- 2 審査に合格した者は、審査結果通知後この法人が定める期間内に認定医登録料 10,000 円（税別）を納付する。所定期間を過ぎても納付が確認されなかった場合、合格を取り消す。
- 3 この法人の理事長は、前項の登録料を納付した者を学会認定医として登録する。学会認定医として登録された者には認定証を交付するとともに、電磁的方法をもって公示する。
- 4 既納の登録料は、いかなる理由であっても返還はしない。

## 第4章 再認定

### （資格の再認定）

第15条 学会認定医は、この内規第4条第1項第1号、第2号、第3号、第4号に掲げる事由によりその資格を喪失したとき、再度学会認定医の申請をすることができる。

### （再認定資格）

第16条 学会認定医資格の再認定を希望する者は、以下の各号に掲げる資格をすべて満たさなければならない。

- (1) この法人の正会員であり、申請する年の会費を完納していること
- (2) 申請する年の5年前の4月1日から申請する年の3月31日までの間に、所定の実績を有していること。ただし1月1日から3月31日までに申請する場合は、申請する年の6年前の4月1日から申請する前の年の3月31日までの間に、所定の実績を有していること。

### （単位実績）

第17条 前条第2号に定める実績は学術集会等への参加による実績の2単位とする。

- 2 前項に定める2単位は、この法人の認定審査委員会が定める所定の単位表(学会単位表)に基づき、単位実績を算定する。

### （申請）

第18条 学会認定医資格の再認定を希望する者は、認定審査委員会の指定する方法により申請を行い、以下の各号に掲げる書類をこの法人に提出しなければならない。

- (1) 学会認定医再認定申請書 1部
- (2) 職務経歴書の写し 1部
- (3) 麻酔経歴書の写し 1部
- 2 学会認定医の再認定申請の受付期間は、この内規第3条の規定を適用する。
- 3 学会認定医の再認定の審査料は、この内規第6条に定める10,000円（税別）とする。

### （再認定者の審査）

第19条 学会認定医の再認定審査は、書類審査とする。

- 2 審査に係る書類の不備について連絡を受けたにもかかわらず、特別の理由もなく認定審査委員会が定める回答期日が到来した場合、申請を無効とする。
- 3 既納の審査料は、いかなる理由であっても返還はしない。

#### (認定・登録)

- 第20条 認定審査委員会は、審査結果を理事長の承認を経て理事会に報告し、審査結果を申請者に通知する。
- 2 審査に合格した者は、この内規第8条に定める認定医登録料10,000円(税別)を納付する。所定期間を過ぎても納付が確認されなかった場合、合格を取り消す。
  - 3 この法人の理事長は、前項の登録料を納付した者を学会認定医として登録する。学会認定医として登録された者には認定証を交付するとともに、電磁的方法をもって公示する。
  - 4 既納の登録料は、いかなる理由であっても返還はしない。

### 第5章 補 則

#### (雑 則)

- 第21条 この内規に定める事項のほか、学会認定医の認定に関し必要な事項は別に定める。

#### (内規の変更)

- 第22条 この内規の変更は、諸規則制定に関する規程第4条(4)に従ってなす。